

# 事業者を悩ませるインボイス制度

10月1日から本格的にスタートしたインボイス制度。国は制度導入により、約2480億円の税収増になると試算する。新たな税負担を売値に転嫁できるか…。物価高が長期化し、企業も消費者も悲鳴を上げる中、インボイス制度導入は日本経済に壊滅的な打撃を与え兼ねない。

インボイス制度の導入に伴い普段の請求書や領収書の様式が大きく変わることになるためフリーランスなどの免税事業者だけでなく、大企業から中小企業の会社員に至るまで多大な影響を及ぼすという。それだけに大混乱は必至だが、制度の本身は複雑怪奇だ。

インボイスの正式名称は「適格請求書等保存方式」というものだが、国から「お墨付き」を与えられた請求書や領収書などのことを『インボイス』と呼ぶ。普段消費税を納めている課税事業者であっても、インボイスの発行事業者に登録しないと、インボイスを発行することはできない。インボイス制度に登録するかどうかは、事業者の判断に委ねられているが、小規模事業者は難しい選択を迫られる。事業者は商品の販売やサービスの提供時に受け取った消費税と、仕入れなどで取引先に払った消費税との差額を国に納めているが、年間の売り上げ1000万円以下の小規模事業者については、これらを国に納付することが免除されている。しかし新たな制度のもと、10月1日以降にインボイスを発行する事業者は、年間の売り上げが1000万円以下であっても、消費税の納付が求められる。会社が取引先から商品を入れ、加工して得意先に商品を販売したとする。その際に、売り上げにかかる消費税が5000円で、仕入れにかかる消費税が3000円だった場合、会社は5000円から3000円を引いた2000円を税務署に納税することになる。この仕組みを仕入税額控除という。控除せずに会社が5000円を納税し、仕入れ先も3000円を納税するとすれば、消費税の二重に支払



うことになるため、こうした複雑な仕組みが取られる。

- インボイス制度導入後は、インボイスと認められない請求書や領収書では、仕入税額控除ができなくなってしまう。適格請求書として認められるには6つの記載事項が必要だ。
- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
  - ② 取引年月日
  - ③ 取引内容（軽減税率の対象